

総括調査票

調査事案名	(5) 刑事施設等の施設整備			調査対象 予算額	令和3年度(補正後) : 32,693百万円 ほか (参考 令和4年度 : 24,273百万円)		
府省名	法務省	会計	一般会計	項	法務省施設費	調査主体	本省
組織	法務本省			目	施設整備費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

全国に所在する刑務所、少年刑務所及び拘置所といった刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）では、犯罪や非行をした人等の収容を確保し、科された刑罰や処分を重く受け止め、矯正施設の中でしっかり取り組むように導くことで、罪を償わせ、再犯・再非行を防止するという重要な業務を担っている。

刑事施設等の多くは、老朽化が著しい状況となる中、近年、これら刑事施設等の耐震化及び老朽化対策を計画的に実施するための経費として、施設整備費を計上しているが、刑事施設等の収容人員は犯罪動向に応じて変動があるところ、近年は平成18年をピークに19年以降減少を続けており、その結果として収容率も全体として減少している。【図1】

こういった足元の収容率等の動向のほか、地域における刑事施設等の活用実態といった観点も踏まえ、刑事施設等の建替え及び改修・修繕が効果的に計画・実施されていると言えるかどうか、実態に見合った予算執行となっているのか検証を行う必要がある。

施設整備の概要

- 現行の耐震基準制定前の昭和56年以前に建築された施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に実施
- 耐震性能の確保が不十分であり、経年に伴う老朽化が著しい

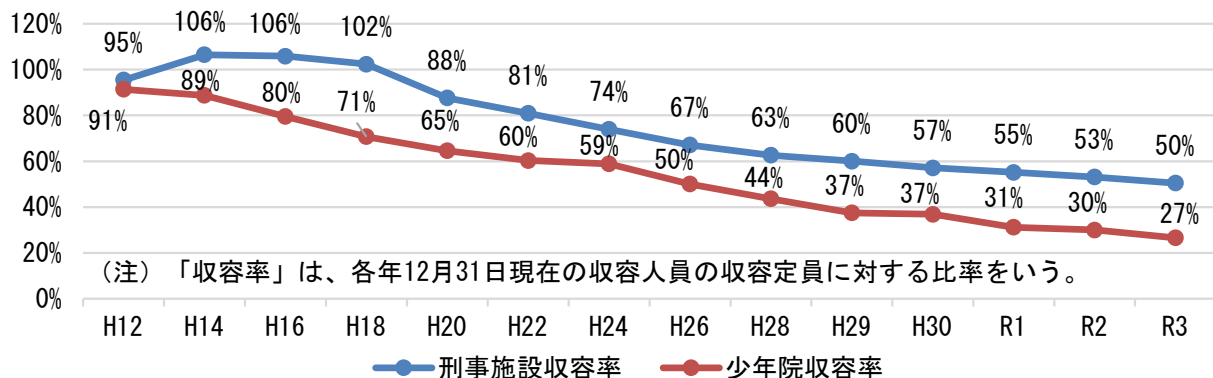
建替え



改修・修繕

- 施設の耐震化を進め、国民の安全・安心な生活を確保
- 災害時における避難場所の機能強化
- 再犯防止施策の実施基盤となる刑事施設等の環境整備を推進

【図1】 刑事施設等における収容率の推移



【老朽施設の例】



②調査の視点

1. 施設整備に係るコストの削減について

刑事施設等の入所者数は、近年減少傾向にあることから、刑事施設等における現状の収容動向の実態把握を行う。

建替え及び長寿命化改修を行った事案について、収容実態に即した建替え内容となっているのか検証を行う。

2. 地域貢献等に資する施設の有効活用について

刑事施設等の効果的・有効的活用状況の実態把握を行う。

収容区域内における収容人員の減少等により生じた居室等の空きスペースの活用事例の検証を行う。
収容区域外における災害発生時等の避難所としての活用状況の検証を行う。

地域と連携した再犯防止施策の取組やその他の地域貢献に資する施設の有効活用事例の検証を行う。

【調査対象年度】

平成24年度～令和3年度

【調査対象先数】

刑事施設等：113か所

総 括 調 査 票

調査事業名 (5) 刑事施設等の施設整備

③調査結果及びその分析

1. 施設整備に係るコストの削減について

(1) 刑事施設等における収容人員等の現状

・刑事施設等における収容人員等の推移については、逡減傾向にあることを踏まえ、直近10年間に於いて施設の効率化・集約化を図るため、施設の統廃合等を実施し、施設の整備総量を減少させている。他方で、直近10年間に於ける減少率について見ると、収容定員の減少率に比して、収容人員の減少率が大幅に上回っており、全体として収容定員の縮減に向けた取組を進めてはいるものの、それ以上に収容人員の減少が著しいことが確認された。【表1】【図2】

・各施設別の収容率について見ると、全体の約7割の施設においては、収容率が50%を下回る状況となっていることが確認された。【図3】

(2) 施設の建替え等に係る収容定員の検討状況

・直近10年間で建替え及び改修を計画又は完了した案件（以下「建替え等」という。）について調査したところ、24施設の該当があり、うち21施設は工期が1～2期（所要年数2～4年）の短期間のもの、残り3施設は工期が7～8期（所要年数12～20年）の長期間のものであった。

・収容人員が減少傾向にあった過去10年間の間に建替え等が計画された施設は16施設（いずれも工期は1～2期）あり、ほぼ全ての施設において、計画時点の収容率は50%未満であったことから、そのうち11施設において収容定員を削減する形での建替え等が行われていた。ただし、その結果、建替え・改修後に収容率が上がった施設は3施設であり、その他の施設においては、計画策定時における見通し以上に収容人員が減少したことで、収容率は計画時よりも更に下がっていることが確認された。

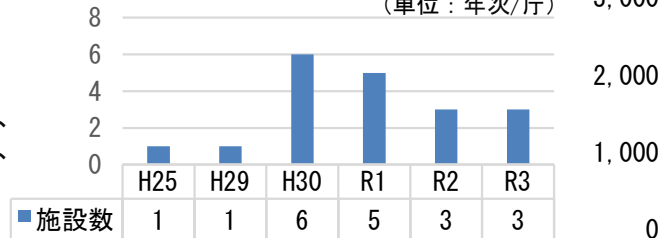
・直近10年間より前に計画された施設のうち、工期が長期（7～8期）にわたる3施設（【図4】）については、いずれも建替え前においては、過剰収容期にあったことから、当初計画時においては、収容定員を増加させる計画とされていたところ、過剰収容の状況こそ改善されたものの、完成までの間の収容人員の減少が著しかったため、建替後収容人員が建替前収容定員をも下回り、結果としてA庁、B庁の2施設については、足元の収容率は約35%にとどまり、低い状況となっていることが確認できた。

・大規模施設の建替え等においては完了までに長期間を要することから、当初計画時の見込みから建替完了時までの間の実際の収容動向には大きなズレが生じ得るが、こうした施設についても、当初計画で決定した定員については、各工期ごとに新たな契約を結ぶ際の見直しは行われていないことが判明した。見直しを行わない又は見直しが困難な理由については、施設や計画時期により様々であるが、例えば、計画変更を行えば施設運営に支障が生じる事態になるなど、全体計画の終盤の段階では変更を行うこと自体が難しい中で計画が策定されている事例も確認された。

【表1】直近10年間に於ける収容人員等及び減少率（単位：人）

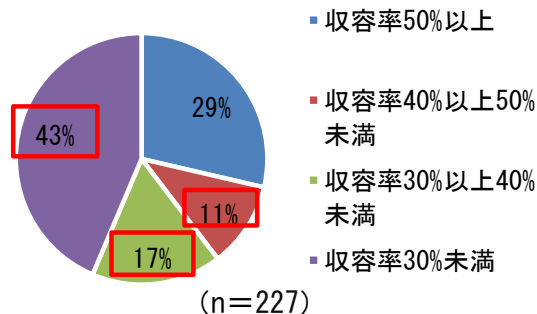
		H24	R3	減少率
刑事施設	年末収容定員	90,681	88,250	3%
	年末収容人員	67,008	44,545	34%
少年院	年末収容定員	5,647	5,237	7%
	年末収容人員	3,322	1,389	58%

【図2】直近10年間に於ける施設の統廃合数（単位：年次/庁）

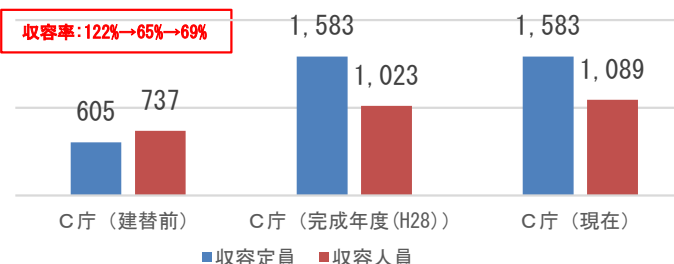
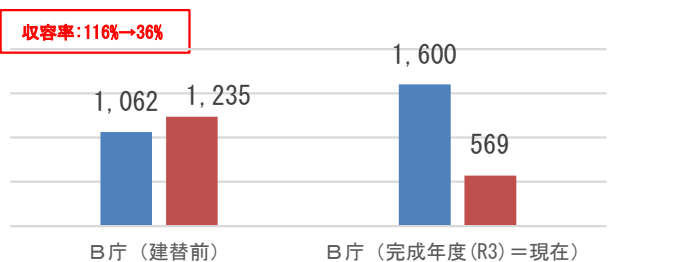
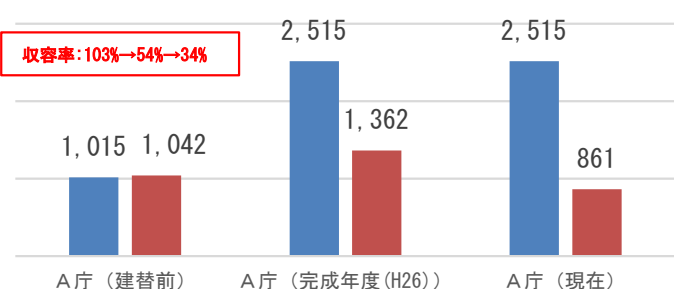


(※1)施設数には、廃庁の上、新設や改編を含む。
(※2)R1年次には、H31年次を含む。

【図3】刑事施設等収容率における構成比（R3年末時点）



【図4】各施設における建替前後の収容動向結果（単位：人）



(※3)建替前の収容人員は建替計画時の年末収容人員をいう。
(※4)完成年度の収容人員は建替完了年度の年末収容人員をいう。
(※5)現在の収容人員はR3年末収容人員をいう。

総 括 調 査 票

調査事案名 (5) 刑事施設等の施設整備

③調査結果及びその分析

2. 地域貢献等に資する施設の有効活用について

(1) 収容区域内における空きスペースの活用状況

・収容率の低下により、施設区域に相当程度の空きスペースが生じているところ、収容区域内における空きスペースの活用状況を調査した結果、建替えあるいは改修工事中のため活用が困難であるといった特殊な事情がある施設を除き、ほぼ全ての施設において何らかの活用を行っている状況にあり、活用施設種別（複数回答可）では、主な区分として居室【表2、3】、また活用目的種別で見ると、主なものとして新型コロナウイルス感染症対策に係る隔離スペースの確保等での活用事例が特に刑事施設においては最も多く、加えて被収容者等の高齢化等に対応するため居室での作業の実施や改善指導、職業訓練等においても活用されていることが確認された。

【図5、6】

・ただし、同感染症対策としての活用は、感染症の拡大という特殊な事情が生じたことによる一時的な活用であるところ、本調査において、新型コロナ対策以外の活用も行っているとの回答があった施設は、55施設あり、全体の49%であった。

(2) 収容区域外における災害発生時等の避難所としての活用

・収容区域外においては、地方自治体からの要請に基づき、防災協定を締結の上、災害発生時等に、被災者を受け入れるための避難所としての活用状況の有無について調査したところ、地方自治体と防災協定を締結している施設は、76施設あり、全体の67%にも上った。【表4】

・一方、防災協定を締結していない施設について、避難所としての活用困難な理由を分析したところ、所在地が遠隔地であるものや災害警戒区域に指定されているもの、近隣に避難所として活用できる適切な施設が多数あるもの、施設の老朽化により避難所としての活用になじまないものなど、地方自治体から防災協定締結の要請がないものが21庁となっており、これら活用ができない個別の事情のない16庁については、現在、防災協定締結に向けて地方自治体と調整中となっていることが確認された。【表5】

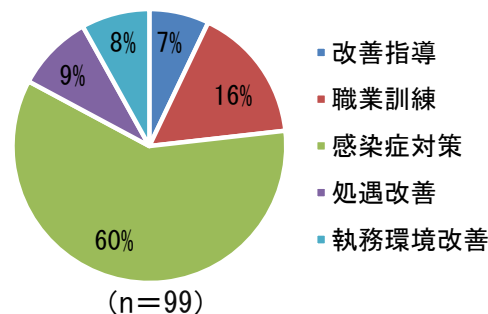
総じて避難所としての活用には積極的に取り組んでいることが確認できた。

【表2】活用状況の有無

(単位：庁)

活用事例	刑事施設	少年院	計
あり	66	40	106
なし	7	0	7
計	73	40	113

【図5】活用目的種別（刑事施設）



【表4】活用状況の有無

(単位：庁)

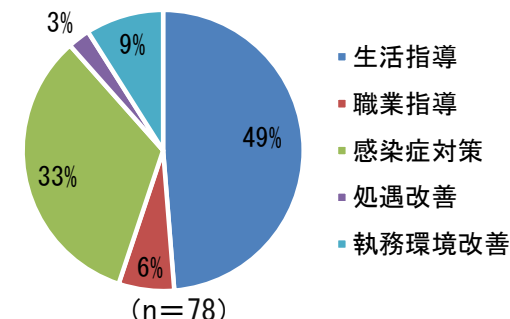
協定締結の有無	刑事施設	少年院	計
あり	58	18	76
なし	15	22	37
計	73	40	113

【表3】活用施設種別

(単位：件)

施設区分	刑事施設	少年院	計
居室	73	65	138
教室	6	2	8
工場	17		17
その他	3	11	14
計	99	78	177

【図6】活用目的種別（少年院）



【表5】活用困難な理由内訳

(単位：庁)

理由	回答数	割合
① 地理的な問題等	10	27%
② 近隣に避難所の設置がある	7	19%
③ 協定締結に向け調整中	16	43%
④ 施設の老朽化	4	11%

総 括 調 査 票

調査事案名 (5) 刑事施設等の施設整備

③調査結果及びその分析

(3) 地域と連携した再犯防止施策の取組や地域貢献に資する施設の活用

・上記(1)、(2)以外での地域貢献等に資する施設の活用状況について調査したところ、建替工事中の施設(1施設)を除き、全ての施設(112施設)において取組みを行っており、実施区分(複数回答可)は【図7】のとおりである。

・地域貢献活用の相手方について見ると、地域自治体や各種関連団体との連携にとどまらず、地域住民と積極的に連携している状況が確認できた。【図8】

・具体的な取組内容としては、施設外処遇として、ハローワークの活用体験等を通じた再犯防止施策の実施や、周辺地域の清掃や除草活動等の社会貢献活動のほか、職員の武道訓練に合わせて、武道の有資格職員による地域の子供に対する武道の指導を行っている。また、一部の施設では、以下のような特色ある取組を行っていた。

【実施区分別活用事例(好事例)】

○大規模災害発生時に地域住民及び関係機関と迅速かつ効果的な連携体制を構築し、自治体との防災協定である臨時避難場所を広く知らしめるとともに、実際の受入れ時に関係機関と連携し円滑な受入れ体制を確保するために、施設内鍛錬場等において総合防災訓練を実施。

○施設内グラウンドについては、土砂災害警戒地域における貴重な平地となっていることから、近隣地域唯一のドクターヘリ発着所として活用。

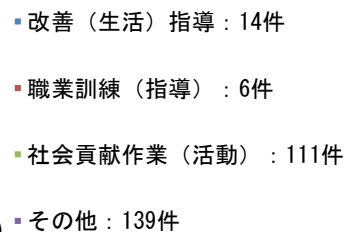
○自治体が刑務所内の土地を活用し農業を行う事業者を募集した上で、受刑者が職業訓練として事業に参加。

○近隣の中学校や児童養護施設の学習机、椅子について、施設内工場にて修繕を行うとともに、児童養護施設の加湿器の清掃等も併せて実施。

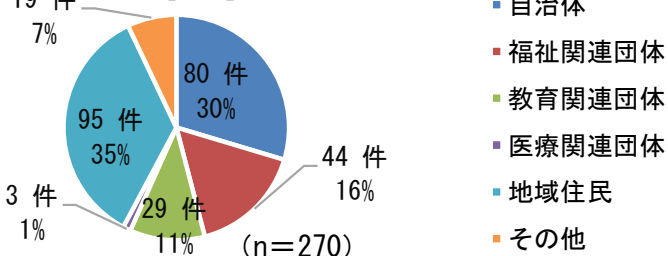
○幼保連携型の子ども園として、職員の子供及び近隣地域からの子供を受け入れるとともに、地域子育て支援拠点事業として子育て中の親子の交流促進や育児相談に対応。【写真1】

○施設内農場区において、近隣保育園児等を招き、芋掘りを実施し、地域との連携促進及び農場区の活動の広報等の取組。【写真2】

【図7】地域貢献活用の実施区分



【図8】地域貢献活用の相手方



【写真1】



【写真2】



④今後の改善点・検討の方向性

1. 施設整備に係るコストの削減について

収容人員は、その時世における犯罪動向に左右されるところもあるが、近年の遞減傾向にある収容動向も踏まえると、施設の建替え等に当たっては、収容の実態により見合うものとなるよう計画時点で十分な検討を行うとともに、工期が複数年度に跨るものについては、建替途中及び建替完了後の収容動向の変動を見据えて、各工期ごとに再検討を実施し、各施設の状況等も勘案の上、必要に応じて計画の時点修正をするなど、収容定員の見直し及びそれに伴う施設整備に係るコストの削減を図るべき。また、収容率が低い施設が多い状況及び施設運営そのものに一定のコストが掛かることを踏まえ、施設の効率化・集約化も含め、今後の刑事施設等の在り方について引き続き検討し、着実に取り組んでいくべき。

2. 地域貢献等に資する施設の有効活用について

(1) 収容区域内の活用状況については、近時の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、収容人員の減少により空いた居室等を隔離エリア等として活用されていたほか、改善指導や職業訓練等に活用するなど一定の効果があると認められるものであり、今後も同取組を継続すべき。ただし、新型コロナウイルス感染状況の収束後を見据えた効果的な活用方法についても、積極的に検討すべき。

(2) 避難所としての活用について、引き続き地方自治体等と密に連携を図るべき。

(3) 地域貢献に資する施設の活用について、各施設で施設外処遇や社会貢献活動を行うなど有効活用を行っているものと認められるものであったことから、好事例については、他施設に情報共有をし、施設の有効活用を更に推進すべき。